

円山地区社会福祉協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、円山地区社会福祉協議会と称し、円山公民館内におく。

(組 織)

第2条 本会は、円山地区の居住者をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、明るく豊かな住みよいまちづくりに貢献し、地区住民がお互いに協力して地域の福祉を増進し、健康で文化的な生活を営むことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福祉に関する計画および調査研究に関すること。
- (2) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地域ぐるみ活動の実践に関すること。
- (3) 各種団体と連携し、支え合いに関することなど住民福祉を目的とした活動の実践に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常務理事 2名
- (4) 理事 20数名
- (5) 監事 2名

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 欠員により選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第7条 会長、副会長、理事、および監事は、次の関係者から総会において選任する。

- (1) 民生委員児童委員・主任児童委員および福祉委員の代表
 - (2) 保健衛生推進員の代表
 - (3) 老人会の代表
 - (4) 地域社会の福祉関係者
 - (5) 学識経験者
2. 常務理事および事務局員は、会長がこれを指名する。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代行する。
3. 常務理事および事務局員は、会長の命を受け会務を処理する。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、関係機関ならびに関係団体の長および有識者の中から会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じる。

(委員会)

第10条 本会の目的達成のため、次の委員会をおく。

- (1) 円山地区支え合い委員会
 - (2) 敬老会実行委員会
 - (3) 自治会型デイホーム事業運営委員会
2. 各委員会の運営については別途定める。

(部会)

第11条 本会の目的達成のため、次の部会をおく。

- (1) 高齢者福祉部会
 - (2) 児童・障がい者福祉部会
 - (3) 食事サービス部会
 - (4) 調査広報部会
2. 部会員は、常務理事・理事・福祉委員の中から会長が委嘱する。

(福祉委員)

第12条 本会に、福祉委員をおく。

2. 福祉委員は、福井市社会福祉協議会会長および円山地区社会福祉協議会会長が委嘱する。
3. 福祉委員は、民生委員児童委員と連絡・調整をとり、業務の一部を補佐する。
4. 福祉委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(代議員)

第13条 本会に、代議員をおく。代議員は各自治会長をもってあてる。

2. 代議員は、総会に出席し議事について審議する。
3. 代議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会 議)

第14条 会議は、総会および理事会とし会長が招集する。

2. 会議の議長は、会長がこれを務める。

(総 会)

第15条 総会は、役員・顧問・代議員および福祉委員をもって構成し、年1回開催する。
ただし、会長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があつたときは臨時総会を開催することができる。

2. 総会において次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告および収支決算に関すること。
 - (2) 事業計画および収支予算に関すること。
 - (3) 規約の改正に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他、総会において重要と認める事項。
3. 総会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数以上で決する。ただし可否同数の時は議長が決する。

(理事会)

第16条 理事会は、役員および委員会の長をもって構成し、必要に応じて開催する。

2. 理事会において審議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項。
 - (2) この規約に必要な実施要綱および細則に関すること。
 - (3) その他事業実施上必要と認める事項。

(事務局)

第17条 本会に事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長および事務局員若干名をおき、本会の庶務事項を処理する。
3. 事務局長は、常務理事をもってあてる。

(会 計)

第18条 本会の会計は、福井市社会福祉協議会補助金およびその他の補助金、交付金、助成金、寄付金などの収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

1. この規約は平成2年11月9日から施行する。
2. 平成8年4月13日代議員会（総会）において一部改正。
3. 平成10年4月22日代議員会（総会）において一部改正。

4. 平成 17 年 4 月 21 日総会において一部改正。
5. 平成 20 年 4 月 22 日総会において一部改正。
6. 平成 22 年 4 月 22 日総会において一部改正。
7. 平成 24 年 4 月 19 日総会において一部改正。
8. 平成 26 年 4 月 24 日総会において一部改正。
9. 平成 28 年 4 月 21 日一部改正し、同日より施行する。

慶弔内規

円山地区社会福祉協議会の慶弔に関する内規を下記のとおり定める。

1. 現職の役員・顧問・福祉委員が死亡した場合は、生花一基と香典 10,000 円を贈る。
2. 現職の役員・顧問・福祉委員の配偶者が死亡した場合は、香典 10,000 円を贈る。
3. 現職の役員・顧問・福祉委員が病気のため1ヶ月以上入院した場合は、見舞金 5,000 円を贈る。
4. この内規に該当しない災害等については、会長が副会長に諮り、見舞金を贈ることができる。
5. 本会として、関係機関団体に対し公的に慶弔金が必要なときは、役員会に諮って、これを贈ることができる。

- 附則
1. この内規は平成 17 年 4 月 21 日より施行する。
 2. 平成20年4月22日に一部改正し同日より施行する。
 3. 平成25年4月25日に一部改正し同日より施行する。
 4. 平成26年4月24日に一部改正し同日より施行する。